

アメリカの宗教性と愛国心
—「忠誠の誓い」を取り巻く議論から—

法学部政治学科3年 大山 萁

- . 序論
- . 「忠誠の誓い」の歴史
 - (1) 成立過程
 - (2) 誓いに関する裁判
- . 「忠誠の誓い」が内包する要素
 - (1) 愛国心とキリスト教
 - (2) アメリカの市民宗教観
- . 結論
- . 参考文献

. 序論

I pledge allegiance to the Flag of the United States of America, and to the Republic for which it stands, one Nation under God, indivisible, with liberty and justice for all.

(私はアメリカ合衆国国旗と、それが象徴する、万民のための自由と正義を備えた、神の下の分割すべからざる一国家である共和国に、忠誠を誓います。)

これは、アメリカ合衆国で日常的に実施されている「忠誠の誓い(Pledge of Allegiance)」の文言である。誓いを行う際は、星条旗に顔を向けて、右手を左胸の上に置き、起立しなければならないと定められている。この一連の動作は、アメリカ連邦法で定められている50の規則のうち4番目に記載されているが、罰則規定はなく法的にはさほど明確な枠組みを持つものでない¹。

だが、このようにアメリカの政府が公に規定している忠誠の誓いは、政府機関や公立の学校はもちろん、民間の組織や教会、スポーツイベントなど、ありとあらゆる場所で行われている。この儀式によって、アメリカ合衆国という国家の一構成員としての帰属意識が養成され、定着していくのである²。アメリカ社会においては、愛国心は支配的な感情と

¹ 国際貿易投資研究所監修『さまよえるアメリカの教育改革』、東京:リブロ、2005年、pp.152。

² 新田浩司「アメリカ合衆国における国旗に対する忠誠の誓い」、『地域政策研究』、7巻2号、2004年、p. 2。

され³、その形成のための行動についてのアメリカ市民の関心は高いものとされる。

しかし、近年この忠誠の誓いを取り巻く環境に変化が生じている。それは、誓いの中の「神の下 (under God)」という文言に対する批判である。この問題は、長らく議論されてきたが、2002年初めて忠誠の誓いに対する違憲判決が出たことや、近年宗教的多様性が広がっていることにより、近年活発化している。アメリカ合衆国は、その人口の約8割がキリスト教徒であり、その中の半数以上がプロテスタントであること⁴、そして合衆国の歴史の中で白人プロテスタントが長い間支配的立場にあったことから、キリスト教、とりわけプロテスタントを基盤とする国である⁵。そのため、忠誠の誓いにある“under God”の「神」とはキリスト教の神を示しているものと一般に理解されている。そして、このような忠誠の誓いが公の場で、場合によっては同調圧力のある中で行われることは政教分離に反しているのではないかと議論が生じているのである⁶。

この章では、忠誠の誓いに関する歴史を整理し、その中に存在する宗教性とキリスト教との関わりを考察していく。そしてアメリカの愛国的行動とその宗教性からもたらされるアメリカの市民宗教の存在の展望へとつなげていきたい。

・「忠誠の誓い」の歴史

(1) 成立過程

今やアメリカの愛国的行動の代表的存在である忠誠の誓いはどのようにして誕生したのだろうか。そしてどのようにして現在の姿に形を変えて行ったのだろうか。この節では、忠誠の誓いの成立過程を、そこに内包されてゆく宗教的問題点を分析しつつ整理していく⁷。

忠誠の誓いは、1892年バプテスト教会の牧師であったフランシス・ベラミーが従兄弟であるエドワード・ベラミーとの協力で生み出した。それは、クリストファー・コロンブスのアメリカ上陸400周年を祝う全国公立学校コロンブス記念企画の一環であった。ベラミーは、アメリカに大きな危機をもたらした南北戦争の記憶から、一つの国家に対する忠誠の重要性を意識していた。このことを念頭に作られた忠誠の誓いは以下のものである。

³石生義人『アメリカ人と愛国心』、東京：彩流社、2011年、p. 8。

⁴ Pew Research Center <http://religions.pewforum.org/reports> (閲覧日:2014年1月20日)

⁵ 堀内一史『アメリカと宗教』、東京：中公新書、2010年、「はじめに」p. 2。

⁶ 蓮見博昭『9・11以後のアメリカ 政治と宗教』、東京：梨の木舎、2004年、p. 37。

⁷ 本節はSmithsonian.comとCNNの「忠誠の誓い」に関する記事に大きく依拠している。
[Smithsonian.com]<http://www.smithsonianmag.com/history/the-man-who-wrote-the-pledge-of-allegiance-93907224/>

[CNN] <http://edition.cnn.com/2013/12/22/opinion/greene-pledge-of-allegiance-salute/>

I pledge allegiance to my flag and the Republic for which it stands one Nation
indivisible with liberty and justice for all.

ベラミーは“one Nation”という部分に彼の思いを込めるとともに、簡潔で暗誦しやすい語感の文言を作成したのである。

この忠誠の誓いは高く評価され、全米の公立学校での唱和が広まっていった。1898年にはニューヨーク州において初めて公立学校で忠誠の誓いが義務付けられ、その後全米の州において法令や教育委員会の規定で義務化がなされた。

1923年、1回目の改定が実施された。国旗に関する協議会⁸（National Flag Conference）が米軍在郷軍人会（the American Legion）とアメリカ革命の娘（the Daughters of the American Revolution）により主催され、“my flag”を“the flag of the United States”に変更すべきだと訴えた。その背景には、20世紀に入り移民が急増したことがあり、その子供たちが学校においてどの国に忠誠を誓うのかを明白にするため提案されたのであった。この提案はさらに補強され、翌年、“my flag”に代わり、“the flag of the United States of America”が文言を構成することとなった。

このように、明確にアメリカ合衆国を意識させる文言へと変更された忠誠の誓いは、50周年にあたる1942年、連邦政府により国旗法（the Flag Code）として制定された。これにより、忠誠の誓いはアメリカの公式な宣誓であると定められ、より大きな影響力を持つこととなった。

そして1954年2回目の改定がなされた。カトリック系の友愛組織であるコロンブス騎士会（the Knights of Columbus）の働きかけにより、連邦議会は“one nation indivisible”の部分のうち、one nation と indivisible の間に“under God”という言葉を入れることを決定し、アイゼンハワー大統領が承認したことで正式な改定が行われた。当時アメリカ合衆国は対ソビエト連邦との冷戦下にあり、アメリカ国内でも赤狩りが巻き起こるなど緊張が走っていた。このことから宗教を是認しない共産主義に対抗するため、神のもと、それもキリスト教の意味するところの神のもとにある国家ということを示し、市民に意識させる必要があったのだ⁹。この宗教性を含む文言は、現在まで政教分離原則に抵触するのではないかとの議論を引き起こす原因となっている。これに対し忠誠の誓いの擁護者は、特定の宗教性はないと主張し、ここでの「神」はアメリカを導く一般制度的な「神」であるとしている。しかし、多くの批判者はキリスト教的な「神」であると捉え、内心の自由が侵害されると、幾度となく裁判が提起されているのである。

こうして忠誠の誓いは現在アメリカで広く用いられている姿へかたちを変えた。この過程において重要と考えられるのは、忠誠の誓いの義務化と、政治的意図により組み込まれ

⁸ 便宜上、筆者による訳を用いた。

⁹ マーサ・ヌスパウム『良心の自由』、河野哲也訳、東京：慶應義塾大学出版、2011年、p.471。

た“under God”という部分の持つ宗教性であり、現在でもこの点について多くの議論があることは事実である。

(2) 誓いに関する裁判とその問題点

上記で述べたように、忠誠の誓いはその義務化と宗教性により多くの訴訟が起こされた。ここでは忠誠の誓いの宗教性を考察するにあたり重要と思われる裁判を取り上げていく。

第一に、ゴビタス事件とバーネット事件である。事件の発端は、キリスト教系宗派の「エホバの証人」の信者である生徒が、その教義により偶像崇拝を禁止されていることから、法により義務付けられた公立学校における忠誠の誓いを拒否したことで、市教育委員会により放校処分とされ私立学校への編入を余儀なくされたことにある。これに対し、生徒側の原告が忠誠の誓いへの参加強要の禁止を求めたのが1941年のゴビタス事件である¹⁰。忠誠の誓いの義務化が合憲であるか否かが争点となっていた。ゴビタス事件では、連邦最高裁判所は合憲の決定を下したが、その2年後、同様の事例で再び忠誠の誓い義務化の合憲性が問われたバーネット事件では、ゴビタス事件の際の判決を破棄し、違憲の判決を行った。忠誠の誓いの強制は良心の自由、表現の自由の侵害にあたり、誓いへの拒否権を認めたとのである。

だがここで留意しなければならないのは、公立学校において行われる忠誠の誓い自体が違憲だと判断されたわけではない点である。すなわち、参加を強制することは憲法違反であるが、それを実施すること自体は否定されたものではないのである¹¹。加えて、この二つの事件は“under God”という文言が用いられる以前の出来事であり、忠誠の誓いの持つ宗教性そのものが議論の対象とはならなかったのである。さらに、忠誠の誓いを行うことが教義と触れる宗教を信仰するものが少数であったため、他の生徒とは異なる例外を設置することに混乱が生じにくかったので、忠誠の誓いそのものへの批判は全米規模ではなされなかった¹²。

第二に注目するのはニューダウ事件である。これは2002年、カリフォルニア州のサンフランシスコに住む無神論者の男性が、娘が通う公立学校において教員の指導の下、生徒に“under God”という文言が含まれた忠誠の誓いを行わせることは、合衆国憲法修正第1条で定められた政教分離に反するとして訴訟を起こしたことにより始まった。これに対し第9巡回控訴裁判所が訴えを認め、違憲の判決を下したのである¹³。この判決は全米に大きな衝撃をもたらした。連邦議会は、上下院とも圧倒的多数で抗議決議を採択し、忠誠の誓いの

¹⁰ 新田、前掲、p. 5。

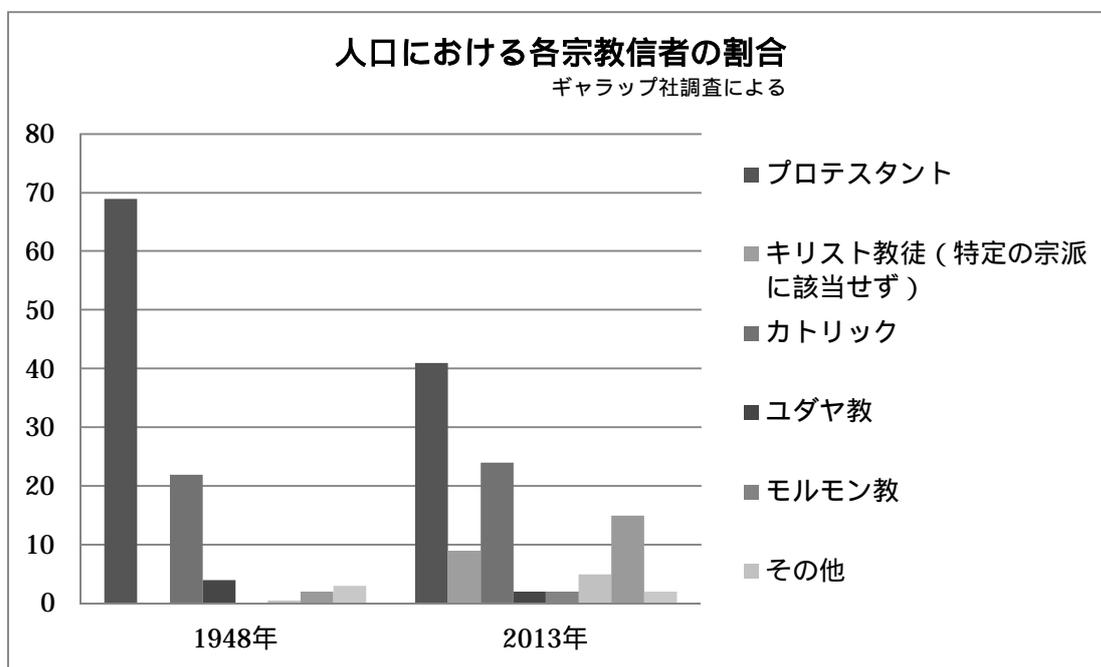
¹¹ 新田、前掲、p. 7。

¹² ヌスバウム、前掲、p. 470。

¹³ この判決は3名の裁判官のうち、2対1の多数決で下されたものであり、少数派である合憲の判断を行った裁判官は、忠誠の誓いは国教樹立あるいは宗教活動の抑圧傾向は全くないとしている。

有効性を再確認する法案が提出され、連邦控訴裁判所は 2003 年には判決の効力を停止したのだ。その後、連邦最高裁判所は第 9 巡回控訴裁判所の判決を覆し、原告の男性が娘の完全な親権を有していないことを理由に原告適格がないとして訴えそのものを退けた。これにより忠誠の誓いに対する連邦最高裁判所の司法判断はなされることなく現在まで至っている。

このニューダウ事件がもたらした忠誠の誓いに関する議論において、“under God”における「神」がどの宗教の神であるのか、という点だけでなく、そもそもこの“under God”という文言は、無神論者やヒンドゥー教などの多神教信者には受け入れがたい表現ではないのか、という点も広く考えられるようになった。この背景には、アメリカの宗教的多様性の幅が近年大きく拡大していることが挙げられるだろう。20 世紀中ごろまでのアメリカ合衆国は、移民により構成された国家であったとはいえ、宗教的にはキリスト教の流れを組む宗派に属しているものが圧倒的多数であった。



ギャラップ社調査結果による¹⁴

そのため、1954 年“under God”という文言が追加された際も、議会の大多数はキリスト教徒であり、そこでの「神」とは一神教のキリスト教の想定するところの「神」であると多くの人に理解されたからこそ受け入れられたのだと考えられる。だが現在は、人口の 8 割弱がキリスト教徒であるとはいえ、インドや中東からの移民が増加していることもあり

¹⁴ Gallup “What is Your Religious Preference”
<http://www.gallup.com/poll/1690/religion.aspx> (閲覧日：2014 年 2 月 24 日)

ヒンドゥー教徒やイスラム教徒の割合が増えている¹⁵。さらに無神論者や不可知論者など「神」そのものの存在に明白性を感じていない人々が著しく増加していることもあり¹⁶、それまでのアメリカが想定していなかった宗教的多様性の存在がニューダウ事件により、はっきりと顕在化したのである。

しかし、第9巡回控訴裁判所の判決が議会による抗議を生み、結局は忠誠の誓いが守られるかたちでニューダウ事件が収束したことは、たとえ宗教的多様性が広がりつつあっても、やはりアメリカ合衆国の市民の多くが忠誠の誓いの維持を強く望んでいることを示したのだ。そこには、忠誠の誓いの持つ伝統や理念を重視しているから、という理由だけでは説明できない理由があるように私には考えられる。そこで、忠誠の誓いの宗教性という観点から、依然として人口の8割を占めるキリスト教徒が、忠誠の誓いをどのように捉えているのかを探っていく。

・「忠誠の誓い」が内包する要素

(1) 愛国心とキリスト教

これまで整理してきたとおり、忠誠の誓いにはキリスト教的「神」の存在が内包されている。これは宗教的側面においては常に多数派でありアメリカの価値観を作り上げてきたキリスト教徒、とりわけプロテスタントの想定するところの神である。このことから分かるように、キリスト教と忠誠の誓いは密接なかわりがあると言っても過言ではない。このかわりをより具体的に考察するため、キリスト教会とそこで実施されている忠誠の誓いについて分析していく。

アメリカのキリスト教会の多くは、長期休暇期間になると聖書の教えに基づいたサマー・スクールを開催するが、そこではキリスト教的なプログラムに加え、アメリカ合衆国が対象である忠誠の誓いも実施されている。政治社会学者である石生義人はこの状況に関し、現地のキリスト教徒にインタビュー形式での調査を行った。その結果、多くのキリスト教信者が「アメリカがあるから教会が存在しているのであって、その点から考えると、アメリカ国旗に忠誠を誓うのは当然である¹⁷」との考えを持つことがわかった。さらには、一部信者には国への愛は聖書的原則であると信じる者も存在することが判明した。だが、当然のことながら教会において忠誠の誓いが行われることは、政教分離に反することであり、また神への奉仕を実践する場である教会にはふさわしくないとの意見もあった。このこと

¹⁵ Pew Research Center

<http://www.pewforum.org/2011/01/27/future-of-the-global-muslim-population-regional-americas/#4>

<http://www.pewforum.org/2012/12/18/global-religious-landscape-hindu/>

¹⁶ 蓮見、前掲、p. 38。

¹⁷ 石生、前掲、p. 156。

から石生氏は、教会が忠誠の誓いを行う理由として「神と国家を分離すべきではないという考え方、アメリカのおかげで宗教の自由があるのだからアメリカに感謝すべきだという考え方、愛国的であることがキリスト教の教え・原則であるという考え方¹⁸」の3点が挙げられるとしている。

以上の石生氏の調査結果とそれに基づく主張から、第一に公立学校だけではなく、キリスト教会も子供たちへの愛国心形成の担い手となっていること、第二にアメリカのキリスト教徒はアメリカ合衆国とキリスト教の結びつきを非常に強いものと感じており、アメリカのキリスト教の存在の背後にはアメリカ合衆国の存在があるとの考えが存在することが分かった。これは、石生氏も主張するように、本来普遍性を持つとされるキリスト教の一般理解からは離れたもので、このようにキリスト教と愛国心を重ね合わせることはアメリカ独特の宗教性と言えるだろう。私は、この独特の宗教性は建国から現在までキリスト教徒が、とりわけ教皇を中心としたヒエラルキーの内部にいないプロテスタント信者が人口の圧倒的多数を占めてきたことを要因として生まれたと考える。なぜなら、大多数がキリスト教徒という環境下では、そこでの政治には自明のものとしてキリスト教的宗教性が組み込まれていたと想定できるからである。そういった政治を背景に形成・確立されたアメリカ合衆国にキリスト教と重なる愛国心を抱くことに不自然さはないだろう。

このことから、忠誠の誓いが教会で実施されること、“under God”の「神」をキリスト教的神と想定することには、以上のようなキリスト教と愛国心の深い関係性が背後にあることが理解できる。そしてこのような密接なつながりがあることから、忠誠の誓いは単に愛国心を育てるためのものではなく、そのキリスト教的宗教性が絡むことから、現在でも多くのアメリカ市民にその継続を望まれているのだろう。

(2) アメリカの市民宗教観

忠誠の誓いにある「神」は、その建国から現在に至るまでの宗教的人口比率からキリスト教的神だと述べてきたが、当然「神」にたいする解釈は様々である。だが、一般にキリスト教的神を想定させる文言が含まれる忠誠の誓いが、なぜキリスト教信者以外の人々にも受け入れられているのだろうか。もちろん、受け入れることなく忠誠の誓いを拒否する者や、誓いの撤廃を求め裁判を起こす者もいるが、存続し続けていることから、多くの宗教的少数派が忠誠の誓いを容認していると考えてよいだろう。このように受け入れられている理由として、誓いの中の神を自身の信じる宗教の神にあてはめていることや、信仰心が薄くアメリカ市民として忠誠の誓いを行うことに疑問を抱かないこと、移民として自身の信仰より愛国心の表明を重視していること、など枚挙なく挙げることができるが、私はアメリカの「市民宗教(civil religion)」という考えに注目した。

アメリカの「市民宗教」とは、アメリカ全体を宗教的に結び付ける、個々の宗教とも国教とも区別される宗教のことである。この考えは多民族国家であるアメリカをまとめる価

¹⁸ 石生、前掲、p. 163。

値体系として、社会学者のロバート・ニリー・ベラーにより名付けられた考え方である。彼によると、アメリカ人は個々人の信仰と並んで、独自の信念や価値観、儀礼を持つものとされ、それがアメリカの市民宗教であると唱えているのである¹⁹。そこにはキリスト教的な雰囲気があるものの、キリスト教とは別物であるとベラー氏は主張している。これはアメリカの政教分離原則に沿うものと理解される。アメリカの判例では、合衆国憲法修正1条の定める政教分離とは、宗教と国家の分離ではなく、教会と国家の分離であると規定されている。よって、政教分離とは「教会と公権力が癒着することを防ぐ意味合いが強く、一定限度を超える国家と宗教との結びつきを禁ずるもの²⁰」との解釈が一般的である。このことから市民宗教のように、特定の宗教でもなく、国教でもない宗教的つながりがアメリカを統合しているとする考え方はアメリカの独自性に合致していると言えるのだ。だが、結局はキリスト教的な支配を容認しているのではないか、政治家にとって都合の良いように宗教を利用しているのではないか、といった批判も存在する²¹。

私はこの批判に対し、あくまで市民の側から市民宗教的考えが生まれ、その発展過程において政治家が都合よく利用を始めたのではないかと考える。文化的背景が異なる多様な地域からの移民の流入により、宗教・人種・言語などの側面で、アメリカ市民間の同質性はより希薄なものになっている。だからこそ、特定の宗教でもなく、国教でもないものでありながら、アメリカ社会をまとめあげる可能性を期待される市民宗教観が台頭しているのだろう。

そして、この市民宗教観によって、忠誠の誓いを代表する愛国的行動がさらに補強される可能性がある。これまではキリスト教を基盤とする宗教性が愛国心と重なってアメリカ市民社会を統合してきた。だが、今後もニューダウ事件のようにキリスト教的宗教性を含むものに対する批判が巻き起これば、特定の宗教色のない、市民宗教的な宗教性が求められるようになるであろう。その点において市民宗教観は、アメリカ市民の統合と国家への忠誠を養うことを目的とする愛国心形成と、大きく重なるものである。つまり、愛国的行動からキリスト教的宗教性が排除され、市民宗教的宗教性が内包されることになれば、確固たる枠組みを持たない市民宗教性と愛国心の区別が難しくなると考えられるのだ。これによりアメリカ市民を統合するための方法が、忠誠の誓いのような愛国心高揚の取り組みのみに一極化し強化される可能性があると言える。これは言うなれば、「アメリカの市民宗教としての愛国心」への萌芽であると考えられるだろう。

¹⁹ Robert N. Bellah. "Civil Religion in America" *Journal of the American Academy of Arts and Sciences*, 96(1): (1967) pp. 1-21.

²⁰ 新田浩司「政教分離と市民宗教についての法学的考察」、『地域政策研究』14巻2・3合併号、2004年、p. 28。

²¹ 蓮見、前掲、pp. 30 - 32。

・ 結論

忠誠の誓いを出発点とし、愛国心とキリスト教の関係性、そして愛国心と市民宗教のあり方について考察してきた。アメリカ合衆国は、そのキリスト教への信仰心の篤さがたびたび注目されているが、インドや中東、東南アジアからの移民が増えていることや、キリスト教徒の若年層の宗教離れから、実質的な「キリスト教国」とされる現状にも変化が生じ始めている²²。キリスト教というアメリカ市民の内面的統合を担う要素が薄れつつあるなかで、市民統合の役割を一身に担うこととなった愛国心形成はこの先、どのような道を歩んでいくのだろうか。本章で行った考察を踏まえ、市民宗教観の台頭と愛国心形成にどのような関連があるのか、そして、「市民宗教としての愛国心」は成立し得るのか、来年度の研究にむけて今後の動向を注視していきたい。

本章を書くにあたり、宗教という人的内面をテーマとしたことから判例以外の例示を行うことができず具体性に欠ける曖昧な主張を行った点、宗教という様々な解釈が存在する事柄に対し断言的な主張を行ってしまった点を反省し、来年度にむけ改善していきたい。また、自らの手でアメリカの教会における調査ができなかったことから、先行研究の資料分析を多用してしまった。今後は自らデータ収集を行い分析が行えるよう力をつけていきたいと考える。

・ 参考文献

[論文]

新田浩司「アメリカ合衆国における国旗に対する忠誠の誓い」、『地域政策研究』、7巻2号、2004年。

Robert N. Bellah. “Civil Religion in America” *Journal of the American Academy of Arts and Sciences*, 96(1):(1967).

新田浩司「政教分離と市民宗教についての法学的考察」、『地域政策研究』14巻2・3合併号、2004年。

[単行本]

国際貿易投資研究所監修『さまよえるアメリカの教育改革』、東京：リブ口、2005年。

新田浩司「アメリカ合衆国における国旗に対する忠誠の誓い」、『地域政策研究』、7巻2号、2004年。

石生義人『アメリカ人と愛国心』、東京：彩流社、2011年。

堀内一史『アメリカと宗教』、東京：中公新書、2010年。

²² 蓮見、前掲、p. 37。

蓮見博昭 『9・11 以後のアメリカ 政治と宗教』、東京：梨の木舎、2004 年。
マーサ・ヌスバウム 『良心の自由』、河野哲也訳、東京：慶應義塾大学出版、2011 年。

[Web]

“Religion and Public Life Project; Summary and Key Findings.” *Pew Research Center*

<http://religions.pewforum.org/reports> (閲覧日:2014 年 1 月 20 日)。

“The Man Who Wrote the Pledge of Allegiance.” *Smithsonian.com*

<http://www.smithsonianmag.com/history/the-man-who-wrote-the-pledge-of-allegiance-93907224/> (閲覧日:2014 年 1 月 20 日)。

“The Peculiar History of the Pledge of Allegiance.” *CNN*

<http://edition.cnn.com/2013/12/22/opinion/greene-pledge-of-allegiance-salute/>
(閲覧日:2014 年 1 月 20 日)。

“What is Your Religious Preference.” *Gallup*

<http://www.gallup.com/poll/1690/religion.aspx> (閲覧日 : 2014 年 2 月 24 日)。

“The Future of the Global Muslim Population.” *Pew Research Center*

<http://www.pewforum.org/2011/01/27/future-of-the-global-muslim-population-regional-americas/#4> (閲覧日 : 2014 年 1 月 20 日)。

“The Global Religious Landscape Hindus.” *Pew Research Center*

<http://www.pewforum.org/2012/12/18/global-religious-landscape-hindu/>
(閲覧日 : 2014 年 1 月 20 日)。